

## 横浜市地域交通サポート事業における審査会運営要領

制定 平成20年4月1日 道企第 37 号  
最近改正 令和元年5月17日 道企第137号

### (目的)

**第1条** この要領は、地域が主体となり地域にふさわしい交通サービスの検討を行う「横浜市地域交通サポート事業」を活用して地域が策定する運行計画案に対して、「横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱」(以下「技術支援要綱」という。)第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による審査に関する事項を定める。

### (用語の定義)

**第2条** 本要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 地域交通活動

次に掲げる地域主体の交通サービスの実現に向けた活動をいう。

- ア 交通サービスの実現に向けた取り組みを行うための組織の設立等に関する検討
- イ 実証運行に向けた運行計画等の検討
- ウ 実証運行時及び本格運行時の利用啓発等
- エ その他地域に係る交通サービスの実現に必要な事項

#### (2) 地域交通活動団体

地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体をいう。

#### (3) 地域交通サポート事業支援審査会(以下「審査会」という。)

技術支援要綱第6条第1項の地域交通サポート事業支援審査会をいう。

### (審査会の開催)

**第3条** 審査会は、道路局計画調整部長、総務課長、企画課交通計画担当課長及び関係する区の区政推進課長により構成し、道路局計画調整部長を委員長とする。

2 審査会は構成員全員の出席により成立する。審査会の構成員は、(長期にわたって不在であるなど)真にやむを得ない理由により審査会に出席できないときは、その指名する職員を審査会に出席させることができる。

3 委員長は審査会の運営上、必要と認められるものを出席させることができる。

### (審査項目の議決)

**第4条** 審査会において構成員全員の同意により当該基準を満たしていると確認された場合に支援を決定する。また、全員の同意を得られない場合は、支援を行わないこととする。

2 技術支援要綱別表1に定める支援に関し、実証運行を行う運行事業者が2者以上の場合又は地域交通活動団体の活動対象区域において過去に本事業を用いた実証運行が行われていた場合は、構成員全員の同意により、実証運行の支援対象期間及び補助金累計額の上限を決定する。

(その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は道路局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和元年5月17日から施行する。